

コロナ禍により売上が減少した事業者様へ
(下記の給付対象になる方)

申請期限が
近づいています!

事業復活支援金

給付対象

①と②を満たす 中小法人・個人事業者が給付対象となり得ます。

① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者

② 2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、
2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して
50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

※計算に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金等は、各月の事業収入から除きます。ただし、対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じてあり、それに伴う協力金等を受給する場合は、「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する額を、対象月の事業収入に加えます(給付額の算定においても同じ)。

給付額

中小法人等 上限最大250万円 個人事業者等 上限最大50万円 を支給します。

給付額 基準期間^{※1}の売上高－対象月の売上高×5か月分

※1 2018年11月～2019年3月／2019年11月～2020年3月／2020年11月～2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)

給付上限額

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高 ^{※2} 1億円以下	年間売上高 ^{※2} 1億円超～5億円以下	年間売上高 ^{※2} 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※2 基準月を含む事業年度の年間売上高

申請の流れ

ご注意!
手続きごとに
期限があります

- ① 支援金ホームページから事業者の仮登録を行う
- ② 5月26日(木)までに登録確認機関(※)に連絡し、事前確認処理を行う
- ③ 必要書類を準備し、5月31日(火)までに支援金ホームページから
本申請手続きを行う

- ◆ 「一時支援金」又は「月次支援金」を受給された方は
③の手続きのみで申請出来ます(①②不要)

~~ お願い ~~

※ 事前確認処理を行う登録確認機関には、熊本市託麻商工会も登録されており、現時点では会員としてご加入の事業者様につきましては、事前確認処理を行うことが出来ますのでご相談ください。

なお、事前確認処理の期限日(5月26日(木))は、本会通常総会の開催日となっており、相談対応が出来ない場合がありますので、ご相談は前日までにお願いします。

